

さいたま市立大宮国際中等教育学校 Parent-Teacher Party 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、さいたま市立大宮国際中等教育学校 Parent-Teacher Party と称し、略称は PTP とする。

第2条 本会の事務所は、さいたま市立大宮国際中等教育学校内に置く。所在地は、さいたま市大宮区三橋4丁目96とする。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、家庭と学校との連絡を密接にして生徒の指導にあたりとともに、会員相互の親睦向上につとめ、もって本校教育の充実と振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との連絡
- (2) 会員相互の研修と親睦
- (3) 学校・家庭並びに地域社会における教育的環境の保全
- (4) 学校における教育活動への協力
- (5) その他、本会の目的達成に必要と認められる事業

第3章 組 織

第5条 本会への加入は任意とし、次の会員をもって組織する。会員は、すべて平等の権利、義務を有する。

- (1) 本校在校生の保護者
- (2) 本校教職員

第6条 本会に、会員から選出された役員で構成する役員会を置く。

第7条 役員会は、第4条の事業を適切に実施できるよう会員の活動の支援及び調整することを目的とする。

第8条 役員会は、保護者から選出された12名の役員（以下「保護者役員」という。）及び教職員から選出された6名の教職員役員をもって構成し、総会の承認を得るものとする。但し、保護者役員は原則として各学年から同数程度を選出するものとする。

第9条 役員はすべて名誉職とし、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 代表幹事の任期は1年とする。

第10条 保護者役員から代表幹事を4名、庶務4名及び広報4名を選出し、役員会の運営の任にあたる。

2 代表幹事は、共同で役員会を代表し、会務を統轄する。

- 3 庶務は、代表幹事や広報の補助等、庶務の任にあたる。
- 4 広報は、役員会の議事録の作成と公表、本会の活動の報告ほか広報の任にあたる。

第4章 会 議

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会議

第12条 総会は、本会の会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催し、事業報告、予算及び決算の承認、役員の承認、会則の変更、その他重要事項を議決する。
- 3 総会は会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、その運営は役員会が行うものとする。総会議長は会員の中から互選する。
- 4 総会は、会員の3分の1以上の要請があったとき、又は役員会が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。
- 5 総会の議決事項は出席者の過半数の賛同をもって決定する。なお、可否同数のときは役員会がこれを決するものとする。

第13条 役員会議は、役員をもって構成する。

- 2 役員会議は、必要に応じて適宜開催し、代表幹事、庶務及び広報の選出、事業企画の検討、決定及び周知、予算及び決算の審議、その他重要事項の審議等を行う。
- 3 役員会議は、必要に応じて代表幹事、副校長、又は教頭が招集することができる。
- 4 役員会議に、本校在校生から選出された6名がオブザーバーとして参加する。
- 5 役員会議の議決事項は、出席役員の総意をもって決定する。また、必要に応じて出席役員の過半数をもって決定することができる。なお、可否同数のときは代表幹事がこれを決するものとする。

第14条 学校の代表者は総会及び役員会議に出席し、意見を述べることができる。

第5章 経費及び会計

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会費は、年額1,000円とする。ただし、特別の事情が生じた場合は減免することができる。

第17条 本会の会計は、本会会計規程に定めるものとする。

第18条 本会の会計監査は次のとおりとする。

- (1) 本会に監査役をおき、本会の会計状況を上半期に1回、下半期に1回監査する。
- (2) 監査役は、役員以外の保護者から各学年2名ずつ選出する。

(3) 監査役の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第19条 本会の予算と決算は次のとおりとする。

(1) 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われるものとする。

(2) 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得るものとする。

第6章 補 則

第20条 本会の会則変更は、総会の議決による。

附則

本会則は2019年4月5日より暫定的に施行し、2019年度PTP総会での議決を経て正式に施行する。

附則

本会の設立年月日は、2019年5月11日とする。

附則

2021年5月22日、本会会則を改定する。

附則

2024年6月5日、本会会則を改定する。